

緊急勅諭

大會議事法に關する件

全国労働本部提出

X

主 文

本大會は別紙(全国労働新聞第五拾七号第五面第八・九段及び第三面第八・九段所載)新大會議事細則要綱を而決し、且つ即時本大會に適用せんとするものである。

第三面労働委員會は大會方針を決定し之の中に於て、大會議事法を決定し、此の草案は既に、全国労働新聞第五拾七号に於て發表を通告してある。

この大會議事法を本大會より適用する為に大會の承認を得べし。此の大會議事法に依り本大會の口から決定されるのである。特に分科委員會の適用により大會議の立案を計らんとするものであるから本大會幹頭分科委員會の性質及び運用方法を諒解せしむ。

案 行 方 法

一、大會議事法第十五、十六に依り分科委員會を設置すること。

二、分科委員會と協議の上決定すべき分科委員會の構成を尺の地すること。

分科委員會の名稱及び附設すべき事項

- 第一種 分科委員會 一、
- 第二種 分科委員會 一、
- 第三種 分科委員會 一、
- 第四種 分科委員會 一、
- 第五種 分科委員會 一、
- 第六種 分科委員會 一、
- 第七種 分科委員會 一、
- 第八種 分科委員會 一、
- 第九種 分科委員會 一、
- 第十種 分科委員會 一、
- 第十一種 分科委員會 一、
- 第十二種 分科委員會 一、
- 第十三種 分科委員會 一、
- 第十四種 分科委員會 一、
- 第十五種 分科委員會 一、
- 第十六種 分科委員會 一、
- 第十七種 分科委員會 一、
- 第十八種 分科委員會 一、
- 第十九種 分科委員會 一、
- 第二十種 分科委員會 一、